総行行第２０１ 号

　　　　　全中建要望が反映された部分

国不入企第１５ 号

令和３年６月１５日

　各都道府県担当部局長 殿

　（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）

　各都道府県議会事務局長 殿

　（議会事務局扱い）

　各指定都市担当部局長 殿

　（財政担当課、契約担当課扱い）

　各指定都市議会事務局長 殿

　（議会事務局扱い）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総務省自治行政局行政課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 公 印 省 略 ）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 公 印 省 略 ）

　　　　　　　　　技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための

　　　　　　　　　適正な入札及び契約の実施について

　建設業の健全な発達を図り、国民の安全・安心を確保するに当たっては、公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて公共工事を施工する者の適正な利潤が確保され、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について適切な配慮がなされることにより、建設業の担い手が中長期的に育成・確保されることが重要です。

　各地方公共団体に対しては、これまでも、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定。以下「適正化指針」という。）や「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年１０月２１日付け総行行第２１５号・国不入企第２６号）（以下「適正化通知」という。）をはじめ、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和３年１月２９日付け総行行第２９号・国不入企第３２号）や「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」（令和３年１月２９日付け総行行第３０号・国不入企第３３号）（以下「施工確保取組通知」という。）等により、適正な予定価格の設定やダンピング対策の徹底等について通知等を行うとともに、先般、公共工事設計労務単価の改訂を受けて「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和３年２月１９日付け国不入企第３４号）により、ダンピング対策の強化などを通じて適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善が図られるよう、改めて環境整備に万全を期す旨通知したところです。

　その後、去る３月３０日に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じ、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続する必要性が確認され、本年は概ね２％以上の賃金上昇の実現を目指すとの旗印のもとで、官民それぞれが所要の取組を進めることについて共有されたところであります。今後の担い手確保のため、公共発注者においては、公共工事を施工する者の適正な利潤が確保され、技能労働者の処遇改善に向けた環境整備が図られるよう、適正な予定価格の設定やダンピング対策の強化が求められていますので、下記の事項について、取組の実施又は検討を行うようお願いいたします。

　各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

　なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２０条第２項に基づく要請であることを申し添えます。

記

１　計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しについて

　　適正化指針第２．５（６）のとおり、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要であり、建設労働市場の実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定等により技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら、若手を含む技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。地方公共団体においては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靭化対策等の実施の観点に加え、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

２　適正な予定価格の設定について

　　予定価格の設定に当たっては、適正化通知Ⅱ．１の趣旨を踏まえ、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

　　適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、これまで適正化通知等によりこれを行わないよう求めてきたところであるが、国土交通省では、平成２８年の歩切り根絶達成以来改めて今般、全ての地方公共団体を対象として歩切りの実態について悉皆調査を実施するとともに、調査の結果歩切りのおそれが認められた市区町村に対し、直接個別に是正の働きかけ等を行い、全ての地方公共団体において、歩切りを行わないことを確認し、再度歩切りの根絶が徹底されたところである。

　　歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第７条第１項第１号の規定に違反すること、予定価格が地方公共団体の長の規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、今後ともこれを厳に行わないことを改めて徹底すること。

　　適正な予定価格の設定に当たっては、入札及び契約に関する透明性の確保を図ることが重要であることから、予定価格の作成の根拠となる積算内訳（工事設計書）について、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる範囲で、適時に公表を行うこと。

　　また、見積り等を参考にして価格を設定する場合においては、妥当性を確認した上で適切に価格を設定すること。その際、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して、市場実態や妥当性を確認することなく、発注者が独自にいわゆる乗率等を設定する運用が一部の地方公共団体において見受けられるが、このような運用は公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれもあることから、厳にこれを行わないこと。

　　なお、単価の決定に当たっては物価資料（「建設物価」「積算資料」等）に掲載される実勢価格が一般的に広く使用されているところであるが、当該価格は調査地や調査時期等によって個別の地区や施工状況に応じた実態と整合しない場合もあり得ることに留意し、建設業団体との意思疎通の機会や資材メーカー等からの情報提供等を通じて特に実態と乖離しているおそれがあると認められる場合は、適正な予定価格の設定を図る観点から、適宜見積り徴収を行うこと等により適切な対応を図ること。

３　ダンピング対策の更なる徹底について

　　ダンピング対策については、適正化通知や施工確保取組通知において、低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等やその適切な実施等による実効性の確保等について通知しているところであり、引き続き、更なる徹底を図られたい。

　　特に、低入札価格調査基準及び最低制限価格については、施工確保取組通知にあるとおり、国土交通省において今夏中を目途に、各地方公共団体における算定方式や設定範囲等の基準の設定状況についての見える化等の取組を実施するとともに、低入札調査による排除の実施状況が著しく低い等の地方公共団体については、個別にヒアリングを実施し、必要に応じて改善を働きかける予定としているので、あらかじめご承知おきいただきたい。

　　低入札価格調査の基準価格を下回る価格で落札した者と契約を締結する場合は、工事の手抜きや下請業者へのしわ寄せ、契約の不履行等に繋がらないよう、監督・検査の強化や受注者側の配置技術者の増員により、適正な施工と品質確保の徹底を図るとともに、下請業者に対する公正かつ透明な請負代金の支払いの確認に努めること。また、万が一の契約不履行に対する備えを強化するため、契約保証額の引上げや粗雑工事が生じた場合における工事請負契約に係る指名停止措置の強化等の実施に努めること（別添１参照）。

　　また、国土交通省直轄工事では、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求事項を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価方式」を実施しているところである。各発注者の体制等に応じて、当該制度の活用についても適宜検討されたい。

４ 適切な設計・契約変更の実施について

　　適正化通知Ⅱ．３のとおり、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

　　特に、変更手続を円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した設計変更ガイドラインの内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

別 　　 添　「低入札基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底」

参考資料１　「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

　　　　　　（令和元年１０月２１日付け総行行第２１５号・国不入企第２６号）

参考資料２　「公共工事の円滑な施工確保について」

　　　　　　（令和３年１月２９日付け総行行第２９号・国不入企第３２号）

参考資料３　「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」

　　　　　　（令和３年１月２９日付け総行行第３０号・国不入企第３３号）

参考資料４　「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」

　　　　　　（令和３年２月１９日付け国不入企第３４号）